

道路工事を行うときは手続が必要です！

道路管理者以外の者が、住宅や商店への出入口の歩道の切下げ、ガードレールの一部の撤去、植栽等の撤去・改築など、既設道路の形態及び構造等を変更する工事を行う場合は、事前に道路管理者の承認を受ける必要があります。

(注：工事費用は申請者の負担です)

根拠法令

- 道路法第24条
- 道路法第24条に規定する承認工事の取扱い要領

承認工事の申請先

奈良県管理道路の承認工事についてのお問い合わせ、申請は申請地を管轄する土木事務所までお願いします。



奈良土木事務所	奈良市南紀寺町2-251	0742-23-8011
郡山土木事務所	大和郡山市満願寺町60-1	0743-55-3762
高田土木事務所	大和高田市東中2-2-1	0745-52-6144
桜井土木事務所	桜井市上之庄327	0744-42-9191
宇陀土木事務所	宇陀市大宇陀迫間90-1	0745-83-0431
吉野土木事務所	吉野郡吉野町上市2150-1	0746-32-4051
五條土木事務所	五條市今井5-1-31	0747-23-1151

奈良県県土マネジメント部道路管理課

道路法第24条手続が完了するまで

1. 事前相談

計画が固まれば、事前に土木事務所への相談をお願いします。
事前に連絡を入れ、位置図、図面、現況写真等を持参してください。
申請する理由をお教え下さい。
道路の通行規制も検討しておいてください。



2. 申請書の提出

事前に連絡を入れ、提出してください。



3. 事務所での審査

事務所からの質問、協議に十分応じてください。



4. 承認書の交付

承認条件等を十分確認してください。



5. 警察署で道路使用許可の取得



6. 着手届の提出

工事着手前に、写真及び道路使用許可（写）を添えて提出してください。



7. 工事の施工管理

十分な安全対策を講じながら、承認どおりの施工をしてください。



8. 工事完了（竣工）届の提出

工事が完了した時、速やかに工事中及び完了後（出来形寸法の分かる）の写真を添えて届を提出してください。



9. 確認（検査）の受検

届提出後速やかに確認（検査）を受けて下さい。土木事務所が必要と判断すれば現地での立会を依頼します。



10. 承認工事完了確認及び引継ぎ書の交付

確認（検査）の結果完了と認めるときは、承認工事完了確認及び引継ぎ書を交付します。

※ 変更が必要な時は、その都度、速やかに土木事務所に協議して下さい。